

## 第 6 期益田市障がい者基本計画中間見直し並びに第 8 期益田市障がい福祉計画及び第 4 期益田市障がい児福祉計画策定業務公募型プロポーザル実施要領

### 1 業務名称

第 6 期益田市障がい者基本計画中間見直し並びに第 8 期益田市障がい福祉計画及び第 4 期益田市障がい児福祉計画策定業務

### 2 業務目的

令和 6 年度を初年度とする「第 6 期益田市障がい者基本計画」の中間見直しの実施並びに「第 7 期益田市障がい福祉計画」及び「第 3 期益田市障がい児福祉計画」の計画期間が令和 8 年度末に終了することに伴い、令和 9 年度を初年度とする「第 8 期益田市障がい福祉計画」及び「第 4 期益田市障がい児福祉計画」の策定にあたり、企画提案を募集し、総合的に評価することにより、最も業務の遂行に的確と判断される事業者を選定して当該業務の受注候補者として特定することを目的とする。

本要領は、受注を希望する事業者を選定するため、提案の応募等について必要な事項を定めるものとする。

### 3 委託業務の概要

#### (1) 業務内容

別紙「委託業務仕様書」のとおり

#### (2) 契約限度額

本業務の契約限度額は、6,005,000 円（消費税及び地方消費税を含む）とする。なお、この金額は契約金額の上限を示すものであり、本市がこの金額で契約することを約束するものではない。

#### (3) 業務委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

### 4 担当部局（提出先・問い合わせ先）

益田市福祉環境部障がい者福祉課（三澤・福原）

〒698-8650 益田市常盤町 1 番 1 号

電話：0856-31-0251 Fax：0856-31-8120 Email：syogaisya@city.masuda.lg.jp

### 5 参加資格

(1) 参加資格は次のとおりとする。

① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

- ② 令和 7 年～令和 9 年益田市物品の売買等入札参加資格名簿に登録があること。また、公募の参加申請と同時に益田市入札参加資格名簿への登録手続きを行うことも可とする。
- ③ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の申立てを受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立てをしている者若しくは更正手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更正手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④ 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ⑤ 過去 6 ヶ月以内に不渡り手形又は不渡り小切手を出していないこと。
- ⑥ 破産法（平成 15 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に基づく更生手続又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続きの開始の申立てがなされていないこと。
- ⑦ 公表の日から参加申込書の提出期限までの間、本市及び他の自治体から指名停止措置又は入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- ⑧ 過去に、益田市または他自治体において、島根県内の本業務における同種・類似の業務を元請として受注し、完了した実績を有する者であること。

## 6 スケジュール

内容	日程
ホームページ掲載	令和 8 年 6 月 29 日（月）
参加表明書等の受付期間	令和 8 年 6 月 29 日（月）～令和 8 年 7 月 16 日（木）正午必着
質問書受付期間	令和 8 年 6 月 29 日（月）～令和 8 年 7 月 7 日（火）正午必着
質問書受付期間 回答	令和 8 年 7 月 9 日（木）
企画提案書等提出期限	令和 8 年 7 月 16 日（木）正午必着
1 次審査（書類審査）	令和 8 年 7 月 16 日（木）
2 次審査 （プレゼンテーション）	令和 8 年 7 月 22 日（水）予定
結果通知	令和 8 年 7 月 23 日（木）予定
契約締結	結果通知後、速やかに

## 7 参加表明書の提出

- (1) 提出書類等

- ① 公募型プロポーザル参加表明書（様式1）
- ② 会社概要（様式2）
- ③ 業務実績（様式3）
- ④ 誓約書（様式4）
- (2) 提出部数  
各1部（提出書類は全て A4 版縦、横書き、ファイリングにより提出すること。）
- (3) 提出先  
益田市福祉環境部障がい者福祉課（前記4参照）
- (4) 提出方法  
持参又は郵送により提出すること。
- (5) 提出期限  
令和8年7月16日（木）正午必着

## 8 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和8年7月7日（火）正午必着
  - (2) 提出方法 ファックス又は電子メールにより、質問書（様式5）を添付して提出すること。  
なお、提出後は必ず電話にて送信の旨を連絡すること。
  - (3) 提出場所 益田市福祉環境部障がい者福祉課（前記4参照）
  - (4) 回答方法 担当者から電子メールにより通知する。ただし、質問に回答することによって、他の事業者との公平性を逸するおそれがある事項については、速やかに参加表明書（様式第1号）を提出した全事業者に回答内容を提供する。
- ※ 事業者名は非公表

## 9 企画提案書等の作成及び提出

- (1) 提出書類（応募書類については、益田市ホームページにてダウンロードできます。）
  - ① 企画提案書表紙（様式6）
  - ② 業務実施体制（様式7）
  - ③ 業務実施スケジュール（任意様式）
  - ④ 企画提案書（任意様式）
  - ⑤ 見積書及び見積内訳書等（任意様式）
- (2) 企画提案書に係る作成要領
  - ① 用紙は A4 版縦、横書き、文字サイズは 10.5 ポイント以上とする。
  - ② 表紙を除いて 10 枚（20 ページ）以内で両面印刷とする。  
必要に応じ A3 版の資料を挿入する場合は、片面印刷とし、A4 版 2 ページ分とカウントする。

③ 提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔にわかりやすく記述し、意思表示は明確にすること。

(3) 提出部数

正本1部、副本6部

※正本、副本ともに応募書類及び添付書類を一式ファイリングし提出すること。

※正本及び副本には、ページ番号を記載してください。

(4) 提出期限等

① 提出期限 令和8年7月16日(木)正午必着

② 提出曜日 祝祭日を除く月曜から金曜まで

③ 提出時間 8時30分から17時15分まで

④ 提出場所 益田市福祉環境部障がい者福祉課(前記4参照)

⑤ 提出方法 持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は提出期限内に到着すること。

## 10 評価方法及び契約候補者の特定

(1) 選定委員会

本市が別に定める「益田市障がい者基本計画中間見直し並びに益田市障がい福祉計画及び益田市障がい児福祉計画策定業務委託事業者選定委員会」(以下、「選定委員会」という。)が審査を行う。

(2) 第1次審査(書類審査)

提出された企画提案書等を別紙「評価基準」(1)、(2)及び(3)で示す評価基準に基づいて審査し、提案者が5者以上の場合、高い評価を得た提案者から順に5者を選考する。

① 実施日 令和8年7月16日(木)予定

(3) 第2次審査(プレゼンテーションによる最終審査)

第1次審査により選考された者が企画提案についてプレゼンテーションを行う。

① 実施日時等 日時:令和8年7月22日(水)(予定)

場所:益田市役所本庁舎 大会議室

※ 詳細は別途通知する。

② プレゼンテーション所要時間

1 提案者につき、30分以内とする。

・プレゼンテーション 20分以内

・審査委員からの質疑 10分以内

③ 注意事項

・会場への入場者は1提案者あたり3名までとする。

・パワーポイント等を使用する際は、企画提案書提出時に連絡すること。

なお、その場合のパソコンは提案者が持参し、プロジェクター及びスクリーンについては本市が用意する。

- ・プレゼンテーション審査 20 分前までには、所定の場所で待機すること。指定時間に遅れた場合は失格とみなす。（止むを得ず遅れる場合は、20 分前までに連絡を入れること。）
- ・プレゼンテーション参加者は、他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。
- ・プレゼンテーションの順番は、2 次審査候補者の名前を記入したくじと、順番が記入されたくじを分けて用意し、事務局の担当者が無作為に引いた結果によって決定するものとする。

#### (4) 評価基準

別紙「評価基準」による。

#### (5) 契約候補者の特定

- ① 提出された提案書及び提案者によるプレゼンテーション内容について審査し、第 1 次審査及び第 2 次審査の評価点数の合計が最も高い提案者を契約候補者として、契約締結に向けた手続きを行う。
- ② 提案者が 1 者であっても、本プロポーザルは成立する。
- ③ 選定委員会各委員の持ち点（100 点）を合算した値（500 点）の 5 割（250 点）を最低基準点とし、各委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない場合は、選定委員会において審議することとする。
- ④ 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位者（最低基準を満たしている者に限る。）を新たな契約候補者として手続きを行う。
- ⑤ 各委員の合算した評価点が同点だった場合は、評価項目の業務見積価格において評価が高い提案書を優先とし、その項目も同点だった場合は、評価表の各得点を参考に選定委員会の合議により優先者を決定する（第 1 次審査を実施した場合の特定についても同様とする。）

#### (6) 審査結果の通知

##### ① 第 1 次審査

参加者全員に対し、審査結果を電子メール及び書面（様式 8）により通知する。

##### ② 第 2 次審査

参加者全員に対し、審査結果を電子メール及び書面（様式 9）により通知する。

### 1.1 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された提案書が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) プレゼンテーション等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 見積書金額が契約限度額を超過したもの
- (7) 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為等、選定委員長が失格であると認めた場合

## 1 2 契約の締結

- (1) 本プロポーザルによって契約候補者を特定し、当該業務に係る見積書徴取の相手方とする。
- (2) 契約条項及び業務仕様は、特定した契約候補者の提案書による提案内容について契約限度額の範囲で協議し、確定するものとする。
- (3) 契約候補者が契約締結までに次のいずれかにより契約が不可能となった場合は、次順位者から順に繰り上がるものとする。
  - ① 提案資格または提案内容が無効になったとき
  - ② その他事故等の特別な事由により契約が不可能と認められるとき

## 1 3 その他留意事項

- (1) 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式10）を持参（土・日曜日、祝日・休日を除く毎日8時30分から17時15分まで）又は郵送により速やかに提出すること。
- (2) プロポーザルに係るすべての費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出後の参加表明書及び提案書等の修正、差し替え、追加、削除又は変更については、障がい者福祉課から指示のあった場合を除き原則として認めないものとする。
- (4) 提出書類は返却しない。また、契約候補者の選定の目的以外には使用はしないものとする。
- (5) 益田市行政情報公開条例（平成11年益田市条例第1号）に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象となる。

ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は非公開となる場合がある。

なお、本プロポーザルの契約候補者特定前において、決定に影響するおそれがある情報については決定後の公開とする。
- (6) 審査の内容についての問い合わせには一切応じない。

## 評価基準

評価項目	配点	評価基準
(1) 業務実績	10	①本業務を遂行可能と判断できる十分な実績を有しているか。
(2) 実施体制	5	①業務を適正かつ確実に実施するための体制が整っており、業務に関する信頼性や高い遂行能力が期待できるか。
(3) 見積金額	10	①業務内容に係る経費が適切かつ妥当な価格であるか。
(4) 企画提案の内容	60	<p>①仕様書記載の業務内容について全て提案され、趣旨を理解した適切な考慮した提案となっているか。</p> <p>②国や県の動向を適切に把握し、かつ本市の地域特性や現状を考慮した提案となっているか。</p> <p>③事業スキームが適切に整理されているか。</p> <p>④提案内容が実現可能なものとなっているか。</p> <p>⑤提案内容に工夫がみられるか。</p> <p>⑥業務スケジュールは適切であり、実現性のあるものであるか。</p>
(5) 取組意欲及びコミュニケーション能力	15	<p>①業務を実施する上での現状や課題を把握し、積極的に取組む姿勢がみられるか。</p> <p>②質疑による対応状況や的確性がみられるか。</p>
合計	100	